

令和7年度 都市税財源の充実確保について

令和6年11月
全国市長会

1. 地方一般財源総額の確保

一層の増加が見込まれる社会保障関係経費をはじめ、物価高騰への対応や人口減少対策に係る経費、令和6年人事院勧告が引上げ改定となったことなどにより増額となる人件費、金利上昇等の影響を踏まえた公債費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和7年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、恒常的な財源不足については、臨時財政対策債によることなく、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

2. 令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保等

令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、必要な一般財源を確保すること。

また、教職調整額の引上げなど、教師の処遇改善の実施に当たっては、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

3. こども・子育て政策の強化

こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

4. 物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

5. 固定資産税の安定的確保

固定資産税(土地、家屋及び償却資産)は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。